

土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第3項の規定により、観音寺市柞田土地改良区から令和2年1月24日土地改良事業（農地耕作条件改善事業（ほ場整備事業）油井北側地区）の換地処分をした旨届出があった。

令和2年1月31日

香川県知事 浜 田 恵 造